

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年3月2日

横浜市契約事務受任者
教育次長 小椋 歩

1 契約の概要

テニスコート給水管漏水修繕

2 履行(納品)場所

横浜商業高等学校

横浜市南区南太田2丁目30-1

3 契約日

令和4年1月20日

4 履行日又は履行期間

令和4年1月21日～令和4年1月24日

5 契約金額

522,500円(うち取引に係る消費税 47,500円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

有限会社イワック

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

テニスコート給水管から漏水があり、テニスコート周辺が陥没する恐れがあり学校運営に支障があったため緊急で給水管の修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。

9 所管課

横浜商業高等学校